

土木工事標準積算基準書

(河川・道路編)

第Ⅲ編	河川
第Ⅳ編	道路
第Ⅴ編	公園

令和5年8月

(令和6年4月一部改定)

広島県

2-5 スクラップ

割増しされた鋼材の 80% が回収可能とし、その単価はヘビーH1 扱いとする。
スクラップの単価は物価資料等により公示されているものを用いる。

2-6 鋼種別単価

鋼種別の鋼材単価は、次式により算出する。

$$\text{鋼種別単価} = [\text{ベース価格} + \text{エキストラ}] \times (1 + \alpha) - 0.8 \times \alpha \times (\text{スクラップ単価})$$

α : 鋼材の割増率で表 2.1 に示す値を用いる。

2-7 数量計算の原則

原則として純断面で計算する。単位は kg とし、小数点以下を丸めること。

材料の数量計算をする場合、異形部材で組合せ等により矩形部材と考えられるものや、非常に大きな端材を生ずるものについては、その部材の実質量（ネット質量）で計上することを原則とするが、極端な異形部材でどうしても 1 つ 1 つ四辺形部材から切り出さなければならないものや形状が複雑で面積の算出が困難なものなどについては、グロス質量で計上してもよい。

表 2.2 数量計算の分類

ネット質量で計算するものの例	グロス質量で計算するものの例
1 矩形部材・台形部材、平行四辺形部材 2 全長にわたってテーパのついた部材 3 伸縮継手の楕形部 4 ラーメン形又はフレーム形の対傾構の開口部	1 形状の複雑なガセットプレート 2 板厚変化のテーパー 3 板幅変化のテーパー 4 スチフナーの切穴 5 ハンドホール、マンホール、リベット、ボルトの穴など ただし、トラス橋のガセット、ハンドホールについては、ネット質量で計算する方が適当な場合もあるので注意を要する。

2-8 溶接材料費及び副資材費

(1) 溶接材料費

標準的な寸法・構造諸元の橋梁の場合、溶接材料の質量をあげて計上せず、副資材費に含めて積算してよい。

(2) 副資材費

副資材費は、工場製作にかかる溶接材料及び消耗材料で、加工鋼重（購入部品を除いた鋼材の質量）当り溶接材料込みで 17,300 円/t とする。

(注) 1. 鈹桁以外の加工鋼重は、大型材片質量及び小型材片質量の合計となる。

2. 単純鈹桁及び連続鈹桁の場合の加工鋼重は、大型材片質量・小型材片質量及び対斜傾構・横構の加工鋼重の合計となる。

(令和 6 年 4 月一部改定)

副資材費は、工場製作にかかる溶接材料及び消耗材料で、加工鋼重（購入部品を除いた鋼材の質量）当り溶接材料込みで 18,200 円/t とする。